

平成25年 No.19

○国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会規程

制定理由

財務会議廃止後，全学的な施設整備に係る委員会が存在しなくなったため，制定するものである。

承認経過

平成25年4月17日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会規程を次のように制定する。

平成25年4月18日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第18号

国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会規程

国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会規程を別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会規程

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学の下に、国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) キャンパスマスタープランに関する事
- (2) 施設の整備に関する事
- (3) 施設の有効活用に関する事
- (4) 全学共通利用スペースに関する事
- (5) その他施設に関して委員会が必要と認めた事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務を所掌する理事
- (2) 学系長
- (3) 附属学校運営参事 1名
- (4) 事務局長
- (5) 財務施設部長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

ただし、委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会において審議した事項を役員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務施設部施設課が処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月18日から施行する。